

令和 7 年度農村型地域運営組織（農村 RMO）形成伴走支援事業 業務委託仕様書

この業務仕様書は、三重県（以下「委託者」という。）が行う、「令和 7 年度農村型地域運営組織（農村 RMO）形成伴走支援事業業務委託」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和 7 年度農村型地域運営組織（農村 RMO）形成伴走支援事業業務委託

2 目的

本県の中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源の活用や高齢者の生活（買い物・通院）など集落維持に必要な機能の低下が懸念されており、農家、非農家などが連携、協働して、農地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組むなどにより、地域コミュニティの機能を維持・強化していくことが必要となっている。

このことから、本県では、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村 RMO：Region Management Organization。以下、「農村 RMO」という。）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村 RMO を目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組を推進している。

農村 RMO は、農業分野の活動に加えて生活支援など多分野に跨がる取組を実行する組織であるが、形成過程においては、多分野で安定した活動を行うために必要な情報やノウハウが不足するとともに多様な関係機関とのつながりが不十分であることが課題となっている。

そこで、県において農林部局、地域振興部局、健康福祉部局等が連携して県域レベルの支援チームを形成し、各市町とも連携した伴走体制を構築し、新たに農村 RMO を立ち上げようとするモデルとなり得る地域に対する支援を行い、得られた知見を県内で共有し横展開を図る必要がある。

本業務では、複数の農村集落からなる範囲において、地域住民による話し合い等を通じて、住民主体による「農用地保全」、「地域資源活用」及び「生活支援」の各活動を将来にわたり継続できる農村 RMO の形成を支援する。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

4 業務内容

本業務では、農村 RMO の形成を実現するため、次の（１）の活動を行い、（２）によりその成果を整理する。

なお、以下の（１）の話し合いのファシリテーター、（２）総合考察及び今後に向けた提案の作成は、受託者が農山漁村地域活性化や地域資源の活用等の経験・知識を生かして行うこと。

また、本業務では、６（１）のとおり、委託者においても作業をするため、受託者が配置するコーディネーターは１名を想定しているが、企画提案コンペで複数配置の提案をしても差し支えない。

（１）農村 RMO 設立に向けた体制づくり

令和７年度以降に「農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち、農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業」の着手を目指す以下の地域における話し合いの場にコーディネーターを配置し、農村 RMO の運営方法や活動の展開方法、自走可能な農村 RMO のための仕組みづくり等について助言や提案を行う。

なお、コーディネーターは、集落・組織の課題解決の仕組みづくりを熟知し、その手法をアドバイスできる者であって、地域住民等が行う話合いや合意形成に係るファシリテート能力や関係者との連絡調整能力を有すること。

地域：松阪市飯高地域、左記以外で支援を希望する地域

目的：農家・非農家が一体となり、農用地の保全、生産、資源管理、生活扶助に取り組む農村 RMO の設立に向けた体制づくり

内容：農用地保全・地域資源の活用・生活支援の観点から地域の課題と将来像を共有し、農村 RMO モデル形成事業の実施計画に沿った将来ビジョンの作成や、「農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち、農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業」の着手に向けた具体化についての話し合いを行う。

回数：上記地域における話し合いの場への参加５回

※支援対象地域が２地区以上となった場合であっても、コーディネーターが話し合いに参加する回数は５回を基本とする。

※なお、地域における話し合いの場へのコーディネーターの配置は、県と協議し決定する。

ファシリテーター：地域での話し合いの場のファシリテーターは、コーディネーターが担う

参加対象者：支援対象地域の住民及び支援対象地域の近隣地域の住民

人数：１０名程度を想定しているが、変更となる可能性がある。

(2) 支援活動記録と今後に向けた提案の作成

今後の農村 RMO 形成の参考とするため、本業務で実施した伴走支援活動の具体的内容、成果などを支援プロセスに沿って記録・整理し、総合考察及び今後に向けた提案を作成すること。

5 業務完了後の提出書類

業務完了後は、業務が完了した旨を記載した書面に、上記 4 (2) で作成した成果を添えて遅滞なく三重県に提出すること。

6 業務実施の条件

(1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。

なお、4 (1) の話し合いに要する、会場予約、参加者募集・調整、配布資料印刷、必要機材の準備、会場設営、当日受付、資料配布などは、委託者が行う。また、4 (1) の話し合いにおける講師・ファシリテーターは、受託者が行うこと。

4 (1) の話し合いについて、津駅と会場の間の移動に関しては、受託者は、委託者が運転する車に同乗することができる。

(2) 委託期間内においては必要に応じてその都度三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

(3) 本契約に基づく成果物（上記 5 の提出書類をいう。）の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

(4) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。

7 松阪市飯高地域における農村 RMO 設立に向けた取組状況（参考）

- ・令和 5 年度に 2 回、令和 6 年度に 4 回、県の「農村型地域運営組織（農村 RMO）形成伴走支援事業業務委託」により、話し合いを実施。
- ・出席者は、地元の関係者（10 名程度）、市（2 名程度）、県の職員（4 名程度）と、同業務委託によるファシリテーター（1 名）。
- ・1 回の話し合いは、平均 2 時間。

- ・これまでの話し合いにおいて、以下のような意見が出された。

＜農用地保全＞

- ・農業経営の効率化と価格戦略の強化
- ・水利組合などの組織見直しによる管理負担の軽減
- ・獣害を資源として活用する可能性

＜地域資源の活用＞

- ・観光資源の活用と「飯高ブランド」の確立
- ・道の駅「飯高駅」の更なる活用と販売戦略
- ・地域ブランドの造成・販売

＜生活支援＞

- ・移住・定住促進のための「お試し移住」拡充
- ・地域住民と移住者の共生促進の仕組構築

- ・令和7年度は、以下の話し合いをする予定。

① 重点テーマ

- 1.農用地の保全（米・お茶・獣害・水管理など）
- 2.地域資源の活用（ブランド化・特産品・観光振興など）
- 3.生活支援（移住定住支援・移住者との共生）

② 進捗状況に応じた段階的な農村 RMO の組織づくり

③ 「農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち、農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業」の着手に向けた具体化